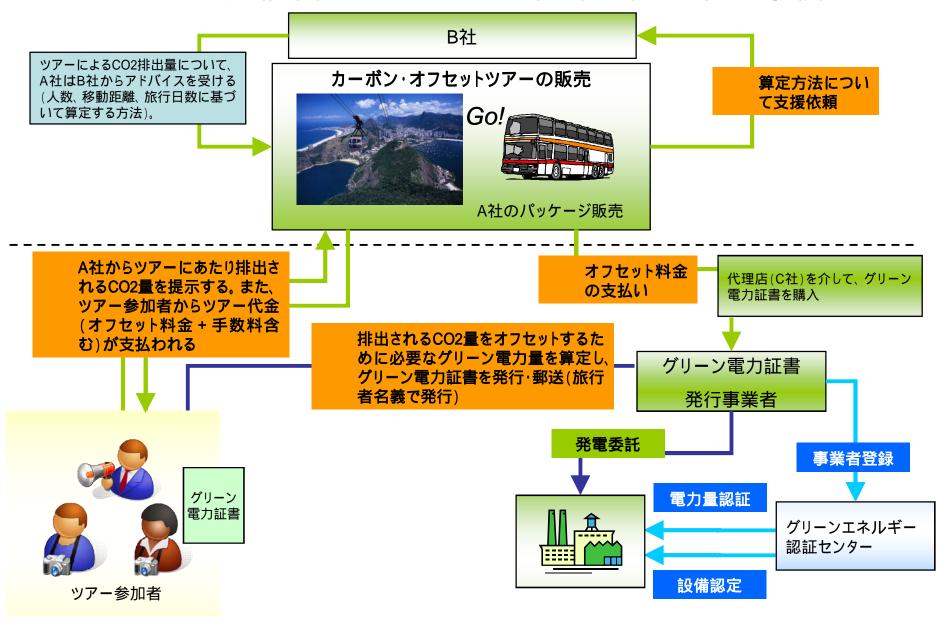
## グリーン電力証書のVERとしての取引手順 -A社の事例-



## グリーン電力証書のVER化手順 -A社の事例-

A社は、ツアー実施に伴うCO2排出量の算定にあたり、B社から支援を受ける。

A社からツアー参加者に、ツアーにあたり排出されるCO2量が提示される。ツアー参加者は、そのうちオフセットする割合(10%~100%)を選択し、ツアー料金(オフセット料金+手数料等含む)をA社に支払う。

A社は、代理店(C社)を介してグリーン電力証書発行事業者に、ツアー参加者が選択したオフセット量(CO2排出量)に相当するグリーン電力証書の発行を依頼する。

グリーン電力証書発行事業社は、ツアーに伴うCO2排出量をオフセットするため、CO2量をグリーン電力量に換算する。換算係数は、グリーン電力発電設備の位置する系統の全電源平均を使用している。グリーン電力証書は、グリーン電力証書発行事業社からツアー参加者に直接送られる(証書には電力量だけが明記されており、実際のCO2排出量は明記されていない)。

• グリーン電力証書の無効化等を明確に実施していないが、グリーン電力証書発行事業社からグリーン電力証書を発行する際、契約書において証書の使用目的を記載することとしている。従って、他のオフセット活動等に証書を使用することは、本契約において違反となる。